

(放課後児童クラブ用)

児童手当からの放課後児童クラブ保護者負担金の徴収について

放課後児童クラブ保護者負担金を納付期限内に納付されている方と、納付されていない方との受益者負担の公平性を確保するため、放課後児童クラブ保護者負担金の滞納が続く方を対象とし、小美玉市から支払う児童手当の各支払期(6月, 10月, 2月)に、保護者負担金の滞納分について児童手当から「申出徴収」により徴収する場合があります。

1. 申出徴収とは

児童手当法第21条に基づき保護者の申し出により、児童手当を放課後児童クラブ保護者負担金等に充てることが可能です。放課後児童クラブ保護者負担金の受益者負担の公平性を確保するため、放課後児童クラブ利用申請時に、あらかじめ全ての方に「児童手当特例給付に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書」の提出をお願いしております。なにとぞ、ご理解とご協力をお願いいたします。

※保護者負担金の減免の申請をした場合でも、ご提出をお願いいたします。保護者負担金の減免の可否は、子ども課にて個人の市民税情報を確認後、決定しており、入会申請時には減免の可否が確定しないため、ご提出が必要です。

※利用者負担金の滞納がない場合は、通常どおり児童手当等が支給されます。

※申出徴収後の滞納が残る場合、残額については、市役所が発行する納付書で納付していただきます。

※児童手当からの徴収と保護者からの納付が重複してしまった場合は、他の未納月への充当(充当先がない場合は重複額の還付)をいたします。

2. その他

①放課後児童クラブ保護者負担金の納付が困難で納付相談をしている場合

家計状況等により放課後児童クラブ保護者負担金の納付が困難な場合は、子ども課まで必ずご相談ください。

②小美玉市以外から児童手当の支給を受けている場合

児童手当受給者の住民票が小美玉市外にあり市外から児童手当を受給されている場合や、受給者が公務員で勤務先から児童手当を受給されている場合は、申出徴収の対象となりません。

【問合せ先】

小美玉市福祉部 子ども課 育成係
電話:0299-48-1111(内線3242・3247)

〔裏面へ続く〕

児童手当からの申出徴収に関するQ&A

Q1.「申出書は必ず提出しなくてはならないの？」

A 児童手当からの申出徴収は、「各費用に滞納がある場合」に実施します。滞納している費用がない限り、徴収の対象とはなりませんので、提出にご協力下さい。

Q2.「申出の内容を変更したいときはどうすればいいの？」

A ご希望の際は、子ども課窓口にお越しいただくか、TELにてお問い合わせください。

児童手当受給者の皆さまへ

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給されています。

子どもの育ちに必要な費用である放課後児童クラブ保護者負担金等を滞納しながら、児童手当が子どもの健やかな成長と関係のない用途に用いられることは、法の趣旨に添いません。

児童手当の趣旨についてご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。